

2. 金融商品取引法の一部を改正する法律

① プロ向け市場の創設



ここからは金融商品取引法の改正についてですね？

これまで何度も出ている言葉ですが、「色々な資産運用・調達の機会を提供するために、プロ向け市場を作れるようにした」ということです。



- プロ向け市場の創設
 - ・ 参加者をプロ投資者(特定投資家)に限定した取引市場を創設
 - ・ プロ向け銘柄について、現行の開示規制を免除。プロ投資者に対する簡素な情報提供の枠組みを新設
 - ・ 一般投資者への転売を制限
 - ・ プロ向け市場に係る自主規制の一部を自主規制法人以外へ委託することを容認
 - ・ プロ向け市場における規制の実効性確保
 - ・ 提供された情報が虚偽である場合などを念頭に以下を整備
 - ・ 民事上の損害賠償請求、課徴金制度、罰則
 - ・ PTS業務の対象として、適当でないものを除外

(出所)金融商品取引法等の一部を改正する法律の概要

② 金融商品取引法の一部を改正する 法律案要綱 (1/4)

金融商品取引法等の一部を改正する法律案要綱

一 金融商品取引法の一部改正(第1条関係)

1. いわゆるプロ向け市場の創設

(1)「特定投資家向け有価証券」等の発行者に対する法定開示規制の免除等

- ① 特定投資者のみを相手方とする有価証券の取得の勧誘等であって、次のすべての要件に該当するもの(「特定投資家向け取得勧誘」又は「特定投資家向け売りつけ勧誘等」)を「有価証券の募集又は売り出し」から除外することとする。

イ)金融商品取引業者が顧客からの委託等により行うものであること。

ロ)当該有価証券が特定投資家等以外の者に譲渡される恐れが少ない場合に該当すること。(金融商品取引法第2条第3項、第4項関係)

- ② 「特定投資家向け有価証券」について、金融商品取引業者等に委託して特定投資家等に対して売り付けるための勧誘以外の勧誘は、原則として、有価証券届出書を提出しているものでなければ行うことができないこととする。(金融商品取引法第4条第3項関係)
- ③ 「特定投資家向け有価証券」等の取得の勧誘等を行う者は、その相手方に対し、当該勧誘等に関して届出が行われていない旨その他の事項を告知しなければならないこととする。(金融商品取引法第23条の13第3項関係)

② 金融商品取引法の一部を改正する 法律案要綱 (2/4)

(2)「特定投資家向け有価証券」等及びその発行者に関する情報提供

- ① 「特定投資家向け取得勧誘」等は、当該有価証券及びその発行者に関する情報(「**特定証券情報**」)を、その相手方に提供し、又は公表しているものでなければすることができないこととする。(金融商品取引法第27条の31関係)
- ② 「特定投資家向け有価証券」等の発行者は、当該発行者に関する情報(「**発行者情報**」)を、**事業年度ごとに1回以上**、これらの有価証券の所有者に提供し、又は公表しなければならないこととする。(金融商品取引法第27条の32関係)

(3)虚偽の「特定証券情報」等に係る損害賠償責任規定の整備等

「特定証券情報」等のうちに重要な事項についての虚偽情報があり、又は提供若しくは公表すべき重要な事項等に関する情報が欠けている場合について、発行者・役員等の民事責任等について規定することとする。(金融商品取引法第27条の33～第27条の35関係)

(4)特定取引所金融商品市場の開設等に関する規定の整備

- ① 金融商品取引所が特定取引所金融商品市場(会員等が特定投資家以外の者から委託を受けて有価証券の買付けを行うことが禁止される市場)を開設する場合には、その業務規程において、有価証券の売買の委託の制限に関する事項等について定めることを義務付けることとする。(金融商品取引法第117条の2関係)

② 金融商品取引法の一部を改正する 法律案要綱 (3/4)

- ② 特定取引所金融商品市場に関する自主規制業務のうち、投資者保護の根幹に関わる事項以外のものを取り扱う業務について、金融商品取引所から自主規制法人以外の者への委託及び自主規制法人からの再委託を可能とすることとする。(金融商品取引法第85条、第102条の19関係)
- ③ 認可協会が、協会員が特定投資家以外の者から委託を受けて有価証券の買付けを行うことの禁止される店頭売買有価証券市場を開設する場合には、その規則において、協会員による有価証券の売買の受託の制限に関する事項等について定めることを義務付けることとする。(金融商品取引法第67条、第67条の12関係)

(5)「特定投資家向け有価証券」の取引に係る行為規制

- ① 金融商品取引業者又は金融商品仲介業者が、**一般投資家との間で「特定投資家向け有価証券」の売買等を行うことを、原則禁止**することとする。(金融商品取引法第40条の4、第66条の14の2関係)
- ② 金融商品取引業者等に、初めて「特定投資家向け有価証券」の取引の申込みを特定投資家等(適格機関投資家等を除く。)から受けた場合において、契約締結前に、イ)「特定投資家向け有価証券」に関する制度、及びロ)その知識等に照らして適当ではない者が取引する場合には投資者保護に欠けることとなるおそれがある旨の告知及び書面交付を行うことを義務付けることとする。(金融商品取引法第40条の5関係)

② 金融商品取引法の一部を改正する 法律案要綱（4/4）

(6)PTS業務の要件

PTS業務(私設取引システム運営業務)の対象から、取り扱う有価証券の種類等に照らして取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場以外において行うことが不適切なものを除外することとする。(金融商品取引法第2条第8項第10号関係)